

東郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案の概要

1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い必要があるからである。

2 主な改正内容

国民健康保険運営協議会を東郷町国民健康保険運営協議会に改める。（第 2 条及び第 3 条関係）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。